

日本原燃株式会社  
濃縮・埋設事業所(加工施設)  
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月  
原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	4
(3) 違反事項 .....	14
4. 特記事項 .....	14

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年8月22日(水)  
至 平成30年9月19日(水)

### (2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美  
原子力保安検査官 山中 弘之  
原子力保安検査官 上野 賢一  
原子力保安検査官 田中 秀樹  
原子力保安検査官 石井 友章 他

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 事業者対応方針等の履行の実施状況
- ② 教育・訓練及び力量管理の実施状況

### (2) 追加検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」及び「教育・訓練及び力量管理の実施状況」を基本検査項目として、また、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」を追加検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第2回保安検査等で確認された「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等<sup>A</sup>」、「JAEA 大洗内部被ばく事故<sup>B</sup>に対する水平展開不足」等の問題に対する日本原燃株式会社の対応

---

A: 平成29年8月31日ウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクトに顕著な腐食が認められた事象。

B: 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。

方針(以下「事業者対応方針」という。)及びこれまでの保安検査等での指摘事項等に対する対応の状況として以下を確認した。

「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等に対する対応方針<sup>C</sup>」(以下「対応方針2」という。)については、ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器のうち、保温材で覆われていること、壁の貫通部内であること等により状態が確認できなかった箇所について、計画書に基づき点検等を実施していること、設備・機器の保全重要度の設定及び点検・更新が必要な長期未点検の設備・機器の洗出しについて、それぞれ計画書を作成して活動を実施していること、設備・機器の更新、改造等において、設計図面等への更新漏れ等により、現場と設計図面等との間に不整合が生じているものがないか確認するため、設計図面等と現場の設備・機器との照合を実施していること等を確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針」(以下「対応方針3」という。)について、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制<sup>D</sup>のもと、「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書」(以下「大洗事故水平展開実施計画書」という。)に基づき、水平展開が必要かどうか調査し、その結果から必要な改善を行う等の活動を行っていること、全社水平展開委員会において、各事業部の水平展開に係る改善事項の実施状況等を確認し、必要な助言を行っていることを確認した。

対応方針3に係る濃縮事業部の取組みとして、各調査項目に対する対策等について、各課の計画及び全体計画の中で管理された状態で実施されていること等を確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化<sup>E</sup>」(以下「対応方針4」という。)については、事業者が「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に説明できない」ことの対策として、チェック責任者による活動等を継続的に実施していることを確認した。各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、事業者対応方針に係る活動全般について、現場確認や会議体への参画等により監視し、各事業部に対して必要な提言を行う等、チェック機能としての活動を継続して行っていることを確認した。

対応方針4に係る濃縮事業部の取組みとして、セルフチェックの強化に関しては、人事異動のため新たなチェック責任者が任命され、前任者から業務の引継ぎを行ったこと、現場管理職とチェック責任者との意見交換を行ったこと、チェックの結果を定期的に濃縮事業部長及び安全・品質本部長に報告していること、自ら気づき、改善していく体質改善に関しては、継続的にマネジメントオブザベーション<sup>F</sup>(以下「MO」という。)を実施していること、MO 実施者及びMO のコーチができる要員の育成を行っていること、設計の考え方に対する教育に関しては、

---

C:平成29年度第2回保安検査等におけるウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクト損傷等の指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

D:「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」委員会(以下「全社水平展開委員会」という。)

E:今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

F:管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況など)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づきを提供し、現場の改善につなげる活動。

平成30年度に「設計及び工事の方法の認可申請書」(以下「設工認申請書」という。)の作成実施者に対する教育を実施していること等を確認した。

平成30年度第1回保安検査での「対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析ができていない」との指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、根本原因分析チームは対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施したことを確認した。さらに根本原因分析チームは安全・品質改革委員会からの意見を受け、安全・品質本部、再処理事業部、濃縮事業部で個々に実施した根本原因分析結果を基に、対応方針3全体の根本原因分析結果を取りまとめる計画であること、安全・品質改革委員会の事務局は、安全・品質改革委員会の運営マニュアルを改正し、安全・品質改革委員会での議論の冒頭に論点を確認する運用としたことを確認した。

「教育・訓練及び力量管理の実施状況」については、保安規定、関係法令等の教育・訓練以外の課内業務実施のために必要な教育・訓練、外部機関による講習、資格取得のための自己啓発・試験等に対し、「加工施設 教育・訓練要領」を基に、各課が個別にマニュアル等を作成し、当該マニュアル等に基づき教育・訓練及び力量管理を実施していること等を確認した。

追加検査の結果、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況」については、品質マネジメントシステムに係る報告徴収<sup>G</sup>を受け、平成29年2月28日に原子力規制委員会に提出した報告書を踏まえた改善活動として、安全・品質本部、監査室、濃縮事業部等が、アクションプランに基づき改善活動を実施していることを確認した。

これまでの活動結果の評価について、評価の対象部署や評価の観点等を定めた方針、評価の全体計画書及びそれを踏まえて策定した、安全・品質本部、監査室等の個別計画書を安全・品質改革委員会が審議、了承したこと、安全・品質本部、監査室等が個別計画書に基づき自己評価を実施し、これらの結果を安全・品質改革委員会が審議、了承したことを確認した。さらに、これらの自己評価結果を安全・品質改革検証委員会<sup>H</sup>の確認チームが、第三者機関の専門家として、事業者が自ら定めた評価の視点に基づき、インタビュー及びエビデンスにより確認し、評価していることを確認した。今後、安全・品質本部、監査室等は確認チームの確認結果を必要により「自己評価結果」に反映し、安全・品質改革委員会で審議した後、安全・品質改革検証委員会で平成30年10月上旬に審議する予定であることを確認した。

---

G: 平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、品質マネジメントシステムが機能していなかった問題に対する原因究明とその是正措置計画を報告することを日本原燃株式会社に命じた。

H: 報告徴収に基づく報告書の是正措置において、報告書に係る活動に対して評価、助言を行い、全社の改革活動をより促進させることを目的として、社内及び社外の委員で構成する「安全・品質改革検証委員会」が設置された。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動に関し、保安規定違反として指摘する事項はなかったものの、事業者は継続して事業者対応方針等に基づく改善活動に取り組んでいることから、今後の事業者対応方針等の履行の実施状況について、保安検査等において引き続き確認する。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① 事業者対応方針等の履行の実施状況

ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

#### a. 対応方針2の対策の実施状況

対応方針2は、現場にある全ての設備を対象に、設備・機器の設置場所及び管理責任部署の確認並びに設備・機器の状態把握のための調査を実施し、調査結果を踏まえ、保全計画の策定を含む保全の取組みに係る改善を図るとしている。これらの活動について、計画の管理、計画に基づく実施、活動を通じた改善事項等の取組状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

#### (a) 全設備・機器の設置状況の確認及び状態把握について

ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器の確認については、「全体計画書ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等における対応」に基づき活動しており、保温材で覆われていること及び壁の貫通部内であることにより状態把握ができなかったものは、別途計画を立てて点検を行っていること、ウォークダウン<sup>1</sup>で状態が確認できなかった箇所及び状態に異常が確認された箇所のうち、状態が全く確認できなかった箇所については別途計画を作成し、それに基づき点検を実施する予定であることを「直接目視が困難な箇所等の外観点検計画」、「全設備・機器の状態確認結果を踏まえた直接目視が困難な箇所等の外観点検計画」等により確認した。なお、状態に異常が確認された箇所については、今後個別計画書を修正して対応する旨関係者より聴取した。

状態が確認できない箇所のうち、保温材で覆われている六ふっ化ウラン(以下「UF6」という。)を内包する配管、コールドトラップ(廃品2A-B 号機以外)内部

---

1: 現場において、手順に従って設備等の現状調査を行うこと。

及び2号減圧槽肉厚に関する調査が完了し、配管の外観並びに X 線等を用いた非破壊法によるコールドトラップ内部の状態及び減圧槽に異常がなかったことを確認したため、報告書を作成し、濃縮安全委員会に報告していることを、「直接目視が困難な箇所等の外観点検 UF6配管の保温材内面点検完了報告書(第2段階)」、「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検(中長期) 2号減圧槽肉厚測定完了報告書」等により確認した。

設備・機器の保全重要度の設定については、計画書に基づき保全重要度を取りまとめたが、濃縮事業部長の指示を受けて、保全重要度の考え方を再整理し、それに基づき改訂した計画書に基づき、保全重要度を設定することを「設備・機器毎の保全重要度の設定および長期未点検設備・機器の抽出計画書」、議事録等により確認した。

点検・更新が必要な長期未点検の設備・機器及び制御盤の洗出しについては、設備・機器は「設備・機器毎の保全重要度の設定および長期未点検設備・機器の抽出計画書」で抽出した保全重要度の結果を受けて洗出しを行うこと及び制御盤等は、優先度を火災のリスクの有無を基に細分化して設定するとしたことを、「長期未点検設備・機器における点検・更新の必要な機器の洗い出しに係る計画書」等により確認した。

(b) 図面と現場の設備・機器との照合について

図面と現場の設備・機器との照合に関して、分析室の照合結果については、「現場照合 検証活動マニュアル」に基づく、検証チームの検証結果を受け、再照合を行う等ダブルチェックを実施し、「図面照合 図面作成マニュアル」に基づき、図面作成を行ったことを、「図面照合計画書」、「設計図書 最終図面リスト【製品分析設備】」等により確認した。

分析室以外の設備については、図面照合、検証及び図面変更の詳細な方法を手順書、マニュアル等に定めて、関係者に教育し活動していることを、「図面照合計画書」、「図面照合 図面作成マニュアル」等により確認した。

(c) ダクト損傷等の RCA を踏まえた各対策の活動の管理

ダクト損傷等の RCA を踏まえた各対策の活動については、当該活動の中で作成した実施計画書に基づく各対策の進捗管理を確実にを行うために、各項目の実施スケジュール等を明確にした「ダクト損傷の RCA を踏まえた各対策のアクションプラン」を新たに作成し、定期的に活動の進捗状況をフォローしていることを「実施計画書 2017年度に発生した保安規定違反(監視事項)およびその違反に関連した不適合に対する根本原因分析の分析結果報告書を踏まえた対策の実施」等により確認した。

## b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3は、平成29年度第2回保安検査(加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設)における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部において全社的な水平展開の体制を構築する等の対策を実施するとしている。これを踏まえ、安全・品質本部及び濃縮事業部の対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

### (a) 安全・品質本部の活動状況

平成29年度第4回保安検査において、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制のもと、大洗事故水平展開実施計画書に基づき活動していること、全社水平展開委員会において、各事業部の追加改善事項の実施状況等を確認し、必要な指示をしていることを全社水平展開委員会議事録等により確認した。

大洗事故に対する水平展開として必要な対策をとっていたにもかかわらず、低レベル廃棄物処理建屋での汚染事象が発生したことを踏まえ、当該事象に係るリスク及びその対策が水平展開調査に影響を与えるかどうかについて、再評価し、その結果について水平展開委員会で審議する予定であること、水平展開委員会の事務局は、各事業部の活動のフォローが不十分であったことから、今後、パンチリスト(フォローが必要な事項の管理表)にて活動状況を管理、フォローしていくことを全社水平展開委員会議事録等により確認した。

平成30年7月の品質・保安会議において、安全・品質本部から以下の活動報告が実施され、承認されたことを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施報告書(中間報告その2)」等により確認した。

- ・ 調査項目1～3において、短期改善事項30項目、長期改善事項14項目の改善を必要とする事項を抽出し、短期改善事項については25項目が終了。残りの5項目については、設備の配備等に時間を要しており、継続実施中であること、中長期改善事項については、14項目のうち、4項目が終了し、10項目について対応中であること。
- ・ 調査項目4では、各事業部で取り扱う核燃料物質、化学物質を対象に、施設の特徴を踏まえリスクの抽出を行い、これらのリスクに対応する改善事項については、各事業部が改善計画書等に基づき対応中であること。

安全・品質本部は、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制の活動について、専門家がその能力をいかす議論ができたかどうか等、今回の活動を振り返り、特別な体制の活動のあるべき姿を明確にするとともに、大洗事故のような重大な事象が発生した場合の体制の活動に係る必要な改善を行うことを関係者より聴取した。

### (b) 濃縮事業部の活動状況



JAEA 大洗内部被ばく事故に対するウラン濃縮工場の特徴を踏まえた水平展開の対応については、実施計画書を定め、この計画に基づき活動していることを平成30年度第1回保安検査までの保安検査で確認しており、引き続き、その実施状況を確認した。

調査項目1～3の対策としては、排気系の使用済み捕集剤(NaF)及び中間製品容器等の内部洗浄により発生した放射性固体廃棄物(スラジ)が収納されたドラム缶の蓋を開封し、収納物の分解ガス発生の有無を確認する作業が残っているが、ドラム缶開封作業は、保安規定の変更が必要であり、変更申請を予定していること及び調査項目4の活動として5件のリスク対策が残っているが、これら活動については、各課の計画の中で管理され、実施されていることを「濃縮工場の特徴を踏まえたリスクの洗い出し実施結果広告(最終報告)対応状況パンチリスト」等により確認した。

再処理施設低レベル廃棄物処理建屋での作業員の靴底に汚染が確認された事象(以下「DA 汚染事象」という。)を受け、放射線管理課が、計画外作業等の禁止について濃縮事業部内へ注意喚起を行い、水平展開として同様事象調査を検討していたところ、濃縮技術課が分析室において実施していたサンプルウランの $\gamma$ 線測定作業において、当該作業に関する内容を放射線管理課が把握していなかった計画外作業の不適合が確認された。このため、不適合管理として、濃縮技術課は当該作業に必要なマニュアルを新規作成したこと、放射線管理課は作業の申請書に作業内容を明確に記載するようにマニュアルを変更したことを「是正処置報告書(完了)」「U 試料の放射線測定解析」における作業計画等の不備について」等にて確認した。

また、品質保証課は、再処理事業部における DA 汚染事象に対する是正処置を濃縮事業部内に水平展開し、放射線管理課が核燃料物質により汚染された資機材等の管理方法をルール化する等の処置を実施したことを、「不適合処理表(計画)」「U 試料の放射線測定解析」における作業計画等の不備について、「予防処置要否の調査依頼について 低レベル廃棄物処理建屋作業員の汚染の発生および当該事象に係る保安規定への抵触に関する水平展開」等により確認した。

#### c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

##### (a) 安全・品質本部の活動状況

平成30年度第1回保安検査において、根本原因分析チームは対応方針3で

策定した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部に対して、適切な分析となるよう改善するとともに、管理された状態で実施すること、また、安全・品質改革委員会は、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議を行うことが行えるよう、必要な改善を図るよう「気付き事項」として指摘した。

根本原因分析チームは、平成30年度第1回保安検査での指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施し、平成30年6月13日の安全・品質改革委員会に報告したが、委員から再処理事業部、濃縮事業部の根本原因分析結果も考慮すること等の意見があった。安全・品質本部長は委員の意見を反映し、安全・品質本部、再処理事業部、濃縮事業部の根本原因分析結果を根本原因分析チームにて取りまとめ、原因を抽出する旨を安全・品質改革委員会に報告したことを議事録等により確認した。これらについて、安全・品質本部が「根本原因分析活動計画書（件名：JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点）」（以下「大洗水平展開計画書」という。）に反映したこと、根本原因分析チームが大洗水平展開計画書に基づき、根本原因分析活動を実施していることを大洗水平展開計画書等により確認した。

安全・品質改革委員会は、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して、根本原因分析を実施することとなった経緯を明確にせず、分析の中身と結果に対する議論に時間をかけていたことが主な原因であり、今後、安全・品質改革委員会での議論の冒頭に論点を確認（実施することに至った背景・経緯も確認）する運用としたこと、安全・品質改革委員会の事務局である経営企画本部企画部は安全・品質改革委員会資料に「背景、経緯」、「論点、目的」が明記されていることを確認する旨を「安全・品質改革促進グループ 運営マニュアル」へ明記したことを議事録等により確認した。

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」こと及び「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策に係る活動について、安全・品質本部は全体計画書等<sup>J)</sup>に基づき、継続して活動していることを確認した。

セルフチェックの強化については、安全・品質本部長が、各事業部のチェック責任者と月に1回程度面談し、その結果を安全・品質改革委員会に報告していること、濃縮事業部及び再処理事業部のチェック責任者が変更になったことを受け、安全・品質本部長が新任者と面談し、前任者からの引き継ぎ状況の確認を実施

---

J: 「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化（セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化）」に係る全体計画書及び「安全・品質本部に係る「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に関する実施計画書」。

し、問題ないことを確認していることを議事録等により確認した。

CAP の運用改善については、事業者対応方針とは別の活動として、平成32年度から導入される予定の新検査制度を見据えて、発生防止に着眼点をおいた新しいCAPシステムを平成30年10月から導入できるよう、「新CAPシステム導入に係る活動計画書」を策定し、新CAPシステムに係る基本規程の制定、教育の実施を計画していることを議事録等により確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善については、体質改善実施計画書<sup>K</sup>に基づき、安全・品質本部幹部と事業部課長級との意見交換を実施し、自ら気付く活動の妨げとなっている「業務の優先順位」や「方針管理の徹底」等、4つの課題を抽出した。安全・品質本部は、これらの課題について、課題毎に既に実施している対策内容やその実施部門を整理し、実施部門が実施状況のフォローアップを実施していくとした対応方針を取りまとめ、安全・品質改革委員会に報告したことを「安全・品質本部と事業部管理職とのディスカッション結果を踏まえた今後の対応について」等により確認した。さらに、安全・品質本部は年度末の実施状況を安全・改革委員会へ報告するとしたことを関係者より聴取した。

平成29年度の協力企業への訪問及びアンケート調査結果において得られた課題等については、各事業部が事実確認を行い、CAPに登録して必要な対応を行っていること、安全・品質本部は平成30年度は平成29年度と同じ企業を対象として訪問し、平成29年度のアンケート調査の結果から得られた課題に対する対応状況を報告するとともに、昨年から変わったと感じる点等について確認する予定であることをアンケート調査結果の報告等により確認した。

マネジメントオブザバージョン<sup>L</sup>(以下「MO」という。)に係る活動としては、各部門の管理職を対象として、社外講師による机上教育及び経験者によるコーチングを継続して実施していることをMO教育スケジュール等により確認した。

全社におけるチェック機能の強化のため、各事業部の保安上重要な活動をチェックするために設置された「全社監視チーム」は、事業者対応方針に係る活動全般について、現場確認や会議体への参画等により監視し、チェック機能の強化の活動を継続して行っていること、安全・品質改革委員会に活動状況及び各事業部に対して必要な提言を行っていること、各事業部は全社監視チームからの提言を気付き事項としてCAPに登録して管理、対応していることを議事録等により確認した。

#### (b) 濃縮事業部の活動状況

セルフチェックの強化については、人事異動のため新たなチェック責任者が選任さ

---

K: 「自らの気づきを高めるための改善につなげる取り組み」に係る実施計画書(安全・品質本部 実施事項)。

L 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況など)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動。

れたことに伴い、チェック責任者の選任・解任の手続き、必要な教育及び前任者からの引き継ぎを行っていることを「濃縮事業部 チェック責任者の選任及び解任について」等により確認した。

現場でのグループディスカッションについては、計画に基づき継続的に実施していること及び平成30年度上半期の評価を10月に行うため、濃縮計画部計画グループがデータを蓄積していることを、関係者への聴取により確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善については、MO の実施内容について、平成29年度の実績を踏まえた改善内容を実施計画書に反映し、濃縮安全委員会の審議を受けて制定していること、MO 活動は、課毎に1か月に1回以上 MO を実施すること、MO を実施する者及び MO のコーチを行う者の育成を行い、MO 実施者14名、MO のコーチを行える者6名を認定していることを「実施計画書 濃縮部としての改善の取り組みの強化」、「マネジメントオブザベーション実施状況の確認票」等により確認した。

設計の考え方に関する教育については、平成30年3月末までの実績について報告書として取りまとめていること、同実績報告書に基づき、平成30年度の実施内容について、設工認申請書作成実施者に対する教育を実施すること等の内容を実施計画書に反映し、濃縮安全委員会の審議を受けて、改訂していること、計画に基づき、教育を行っていることを、「事業者対応方針4に基づく「設計の考え方に関する教育」報告書」、「実施計画書 濃縮部としての改善の取り組みの強化」等により確認した。

CAP の運用改善については、新 CAP システム導入に向けた活動として、安全・品質本部が取りまとめた「パフォーマンス改善モデル共通運用ガイド」に基づき、濃縮事業部内で一部試運用を開始したことを「新 CAP システム導入に向けた対応について」、「CR(コンディションレポート)」等により確認した。

以上のことから、本検査項目については、継続して事業者対応方針等に基づく改善活動に取り組んでいることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

## ②教育・訓練及び力量管理の実施状況

保安に関する業務に必要な教育訓練と、業務を行うための力量管理について、その実施プロセスを保安規定に定める品質マネジメントシステムの観点から、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

### a. 教育・訓練の実施

濃縮事業部では、原子力の達成に影響がある業務に従事する社員に必要な力量に対する教育・訓練として、

- i) 保安規定、関係法令、品質システム、消防法及び緊急作業に必要な教育・訓練

ii) 課内業務実施のために必要な教育・訓練、外部機関による講習、資格取得のための自己啓発・試験等

を行うことが定められていること、i)の教育・訓練については、年度計画を作成し教育・訓練を実施していること及び教育・訓練実績管理台帳で1か月ごとに管理することを「加工施設 教育・訓練要領」、「2018年度 保安規定、関係法令等に関する教育・訓練計画」等により確認した。

ii)の教育・訓練については、「加工施設 教育・訓練要領」を基に各課が個別にマニュアル等を作成し、マニュアル等に基づき教育・訓練を実施していること、事業者の認定する資格等については各課で個別に資格認定基準等を作成し、それに基づき資格を認定していることを「濃縮技術課業務教育・訓練マニュアル」、「濃縮技術課における資格認定基準」等により確認した。

#### b. 力量管理の実施

濃縮事業部では、前項 a. i)の教育・訓練に関する力量管理について、当該年度開始前までに計画を作成すること、講師は対象の教育・訓練実施後に受講者の確認試験結果と力量習得状況を評価し受講者の所属長に通知すること及び所属長は各所属員の力量到達状況を1か月ごとに評価することを「加工施設 教育・訓練要領」、「業務の実施に必要な力量到達状況評価記録」等により確認した。

前項 a. ii)の教育・訓練に関する力量管理について、濃縮技術課、運転課及び保修課の実施状況を以下のとおり確認した。

##### (a)濃縮技術課

濃縮技術課内の業務については、「濃縮技術課業務教育・訓練マニュアル」に基づき、細分した業務内容ごとに必要な教育・訓練項目及び方法について「濃縮技術課業務教育一覧表」として作成していること、新たに配属となった職員に必要な業務に関して、「濃縮技術課業務一覧表」を基に教育を実施していること、教育実施結果については濃縮技術課長に報告していること、濃縮技術課長は教育・訓練結果及び各業務の実施状況を踏まえ、力量を判断して業務に就かせていることを「教育・訓練報告書」、「濃縮技術課業務分担表」等により確認した。また、濃縮技術課内の業務に対する教育については、担当業務に就く際に実施した後は、業務の実施を持って力量の有無を判断していることを関係者への聴取により確認した。

濃縮技術課が課内で認定している分析業務の資格については、「濃縮技術課における資格認定基準」に基づき資格認定を受けている者を教育実施者として教育を行わせること、分析方法毎に必要な教育を受講し、教育結果を「分析作業教育票」に取りまとめ濃縮技術課長の承認を受けて資格認定をすること及び分析作業員が有している個々の分析資格についてリストにより管理していることを「分析作業員リスト」等により確認した。なお、分析業務の教育実施者は資格の取得以外の条件はないが、実際には、分析業務を経験した有資格者が教育実施者

となっていることを関係者への聴取により確認した。

#### (b) 運転課

運転課内の業務については、「運転課業務教育基準」に従い、必要な教育内容をまとめた「運転課業務を遂行するために必要な教育」を作成していること、新たに配属となった職員に必要な業務について、「運転課業務を遂行するために必要な教育」を基に教育を実施していること、教育実施後は必修作業対応、技術情報管理等「運転課業務を遂行するために必要な教育」に基づいた教育を実施した結果について「教育・訓練報告書」として作成し課長に報告すること、教育訓練の実施結果を踏まえて「個別業務分担評価表」を作成していること及び運転課長は、これら評価を基に業務に従事させていることを確認した。また、運転課の職員に対する「個別業務分担評価表」については、年度毎に作成し、業務の実施を持って力量の有無を判断していることを関係者への聴取により確認した。

運転課が課内で認定している当直運転員の資格については、「ウラン濃縮工場当直運転員資格認定基準」に基づき実務経験のある有資格者が評価者となり、評価・審査を実施し、運転課長が評価者の評価に従い資格を認定していること、当直員 C、当直員 B、当直員 A 及び当直長と段階的な資格となっていること、各資格に対しては、前段階の資格での一定の経験(当直員 C はオン・ジョブ・トレーニング(以下「OJT」という。)の経験)が必要であること、評価の際にそれぞれ必要な評価項目が設定されており、受講者、指導員及び評価者それぞれが各項目に対して理解度を3段階に評価し、全ての項目で最低評価がない状態を確認して、評価していること及び当該資格については年度毎に再評価を行っていることを「当直員 C の審査について」等により確認した。また、運転訓練装置による教育については「運転訓練装置による運転教育手順」に基づき訓練を実施していること、年度毎に5回程度実施し、1年で必要な訓練を実施していることを「教育・訓練報告書」等により確認した。

#### (c) 保修課

保修課内の業務については、「保修課 教育・訓練マニュアル」に従い、教育スケジュールを作成し、新たに配属になった職員に必要な業務について当該マニュアルの添付資料に記載されている教育内容を基に教育を実施していること、教育実施後は業務計画の作成、点研修期管理等当該マニュアルの添付資料に基づいた教育を実施した結果について「教育・訓練報告書」として作成し課長に報告すること及び教育訓練の実施結果を踏まえて「濃縮運転部保修課体制及び業務分担」を作成し、業務に従事させていることを確認した。また、業務に対する教育については、担当業務に就く際に実施した後は、業務の実施を持って力量の有無を判断していることを関係者への聴取により確認した。

保修課が課内で認定している管理廃水設備運転員及び洗缶設備運転員の

資格については、「**保修課 教育・訓練マニュアル**」に基づき請負業者等が年1回以上の実務経験のあるものについて、「**(管廃設備運転員／洗缶設備運転員) 資格認定申請書**」を作成して保修課長へ申請していること、保修課長は当該申請書を受領した場合、申請書及び実際の実務経験等を加味して資格を認定することを「**(管廃設備運転員／洗缶設備運転員) 資格認定申請書**」等により確認した。

定期自主検査に必要な資格については、「**施設定期自主検査細則**」に基づき、検査者、検査担当者及び検査指揮者の力量評価表を作成し、一次評価者が5段階での評価を行い、合計点数で必要な力量に達していること及び二次評価者が検査の実績を加味して最終的に力量の有無を判断していること並びに検査の実績によっては、業務に就かせない場合もあることを「**力量評価表**」等により確認した。

上記の通り前項 a.ii)の教育に関する力量管理について、各課にて個別に要領等を定めて管理していること、資格については力量のみでなく、経験についても重視していることを確認した。

以上のことから、本検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

## 2) 追加検査項目

### ① 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る改善措置状況

平成28年度第3回保安検査で確認された品質マネジメントシステムが機能していなかったことに係る保安規定違反に対する改善活動及び「**濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書**」に基づく改善活動について、全体計画書等に基づく個別の改善活動及び当該改善活動に対する有効性評価等の実施状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

#### a. 安全・品質本部の改善活動

平成29年度の JEAC4111の研修受講について、研修の受講率が目標未達であったため、平成30年度の計画について実施計画書を改正したこと及び平成30年度は10月に実施予定であることを「**安全・品質本部および各事業部に対する実践的研修に係る実施計画書**」等により確認した。

また、各事業部の保安活動に関与する組織の管理職及び品質保証部門の関係者に ISO9000審査員研修コースを受講させることについては、平成29年度の濃縮事業部の受験者数が約20%であることを受けて、平成30年度の計画について、計画書を改訂し、平成30年8月に17名受講したこと及び今後も計画に従い受講させることを「**ISO9000審査員コース研修に係る実施計画書**」等により確認した。

#### b. 監査室の改善活動

監査室の品質目標として実施した、内部監査プロセスの改善について、内部監査における改善事項を抽出し、要領書へ反映したことを「監査室 内部監査要則」等により確認した。

また、監査室は、濃縮事業部及び安全・品質本部の報告徴収命令に対する是正措置活動の自己評価を受けて、両部に対して特別監査を実施し、濃縮事業部が進めてきた個別計画に基づく活動及び安全・品質本部が濃縮事業部の適正化に向けた補完活動が実効的な活動であったこと等の監査結果を安全・品質改革委員会に報告していることを「内部監査実施計画書[特別]」、「第67回 安全・品質改革委員会議事録」等により確認した。

#### c. 全社で実施する継続的な改善活動

業務推進本部は、「全社的な職場風土の改善に関する計画書」に基づき実施した、全社を対象としたフィードバック面談及び職場コミュニケーションに関するアンケートを実施したこと並びに業務推進本部が実施した活動に関する有効性評価を実施し、改善活動が有効であると評価したことを「フィードバック面談・職場コミュニケーションに関するアンケート結果」、「全社的な職場風土改善に係る個別評価について(報告)」等により確認した。

#### d. 報告徴収の評価プロセス

また、平成30年7月6日に開催された第238回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合において、日本原燃株式会社より、それぞれの是正措置自身は一部を除き完了しているところであるが、その是正措置が機能しているか、その機能が継続しているのか等、改めて是正措置計画に基づく活動の評価をする旨の発言があり、評価を実施しているところであることから、この評価について、適切なプロセスで実施されているか検査した。

報告徴収に基づく報告書に係る評価プロセスについて、以下のプロセスで実施していることを安全・品質改革委員会議事録等により確認した。

- ・ 平成30年7月の安全・品質改革委員会において、評価対象部署、評価の視点等の評価方針について、審議され、コメント反映後、了承されたこと。
- ・ 評価方針において、評価対象部署は安全・品質本部、監査室、人事部及び安全・品質改革委員会(企画部)(以下「各室・部」という。)であり、安全・品質本部、監査室、人事部の評価の視点は「報告徴収命令に関する是正処置等が継続(定着)しており、活動の狙いに対し改善が進んでいるか。」としていること、安全・品質本部、監査室はこの視点に加え、「報告徴収命令に至った問題に対して改善が進んでいるか。」を評価の視点としていること、安全・品質改革委員会の評価



の視点は「設置の目的に照らし、改善が進んでいるか。」としていること。

- ・ 各室・部で個別計画書を制定し、評価することとした「報告徴収命令に係る是正措置等に係る評価 全体計画書」を同年8月1日安全・品質改革委員会で審議し、了承されたこと。
- ・ 同年8月8日、17日、20日の安全・品質改革委員会で各室・部の「自己評価結果」について審議され、一部修正のコメントはあったものの了承されたこと。
- ・ 各室・部の「自己評価結果」について、安全・品質改革検証委員会の確認チームが同年8月21日から8月23日にわたり確認したこと。
- ・ 確認チームは、第三者機関の専門家として、リーダ1名、担当者7名(安全・品質改革検証委員会の委員2名、JANSI(一般社団法人原子力安全推進協会)等の品質保証の専門家)で構成され、事業者が自ら定めた評価の視点に基づき、評価されていることをインタビュー及びエビデンスにより、確認したこと。
- ・ その結果を日本原燃株式会社に同年9月上旬頃通知する予定であること。今後、各室・部は、確認チームからの「確認結果」を反映して「自己評価結果」を必要により修正し、同年9月中旬から下旬に安全・品質改革委員会で確認チームの「確認結果」及び「自己評価結果」を審議し、同年10月上旬に安全・品質改革検証委員会で議論する予定であること。

e. 濃縮事業部の保安活動の適正化に係る改善活動

濃縮事業部は、「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」に基づく改善活動に関して、組織要因等に対して行う安全文化に関する研修の実施等、8項目の改善活動を実施し、それらの活動の有効性評価について報告書として取りまとめているが、有効性評価の視点が改善活動を実施したことだけにとどまらず、活動を行った結果、何が改善されたのか評価も含めて記載することの社長からの指摘を踏まえ、計画を見直し、有効性評価を再度実施したことを「実施結果報告書 濃縮事業部の保安活動適正化に向けた RCA による評価を踏まえた改善活動に係る有効性評価」等により確認した。

以上のことから、本検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

### 保安検査日程(1/4)

月 日	8月22日(水)	8月23日(木)	8月24日(金)	8月27日(月)	8月28日(火)
午 前	●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1			
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1			
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議			

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等  
※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

## 保安検査日程(2/4)

月 日	8月29日(水)	8月30日(木)	8月31日(金)	9月3日(月)	9月4日(火)
午 前	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視
午 後		◎ 事業者対応方針 等の履行の実施状 況※1			
		● チーム会議 ● まとめ会議			

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等  
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

### 保安検査日程(3/4)

月 日	9月5日(水)	9月6日(木)	9月7日(金)	9月10日(月)	9月11日(火)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理状況の聴取</li> <li>● 加工施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理状況の聴取</li> <li>● 加工施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理状況の聴取</li> <li>● 加工施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理状況の聴取</li> <li>● 加工施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理状況の聴取</li> <li>● 加工施設の巡視</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況</li> </ul>
午 後					<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>● チーム会議</li> <li>● まとめ会議</li> </ul>

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

### 保安検査日程(4/4)

月 日	9月12日(水)	9月13日(木)	9月14日(金)	9月18日(火)	9月19日(水)
午 前	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視
	◎ 事業者対応方針 等の履行の実施状 況	○ 教育・訓練及び力 量管理の実施状 況	☆ 保安活動に係る品 質保証活動の適 切性に係る改善措 置状況		
午 後	◎ 事業者対応方針 等の履行の実施状 況	○ 教育・訓練及び力 量管理の実施状 況	◎ 事業者対応方針 等の履行の実施状 況※1		
	● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議		● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議※1

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

## 保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
根本原因分析に基づく改善提言に対する不適切な是正措置に係る保安規定違反(違反)に対する改善措置状況	平成28年度第3回保安検査において、安全・品質本部は、社長直轄の組織(根本原因分析チーム)から同本部に対してなされた改善提言について、対応が終了していないにもかかわらず、対応が終了し、組織改正等によって改善されたとする事実と異なる評価結果をまとめていたこと、また、当該評価結果は、安全・品質本部長(副社長)を含む限られた幹部の打合せによって策定されたものであり、その意思決定の過程の記録等がなく、また、評価結果を全社対応委員会に諮るべきとこ	1. 安全・品質本部の是正措置計画 (1)マネジメントレビューの実施に向けた安全・品質本部の対応の改善 ①マネジメントレビューへのインプットの正確性を期すために、セルフチェックシートを用いてインプット資料をチェックすること。	【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」にて、本部内でのセルフチェックシートの運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。  【平成29年度第4回保安検査】 平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
	<p>ろ、これがなされていない等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであったことが確認された。</p> <p>以上は、次の保安規定の条項に違反している。</p> <p><b>【濃縮・埋設事業所加工施設保安規定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条 職務 第2項</li> <li>・第22条 業務の計画及び実施 第1項</li> <li>・第27条 是正処置及び予防処置 第4項</li> </ul>	<p>②マネジメントレビューの有効性・適時性を向上させるために、保安検査終了後速やかにマネジメントレビューを開催し、社長へ報告すること。</p> <p>③安全・品質本部におけるセルフチェックシートの運用について、各事業部へ展開すること。</p>	<p><b>【平成29年度第1回保安検査】</b></p> <p>「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」にて、各事業部の保安検査終了後10営業日以内にマネジメントレビューを開催する運用を定め、平成28年度第4回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p><b>【平成29年度第3回保安検査】</b></p> <p>平成29年11月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p> <p><b>【平成29年度第1回保安検査】</b></p> <p>各事業部のインプット資料作成ルールについて、聞き取り調査を実施中であることを確認した。</p> <p><b>【平成29年度第4回保安検査】</b></p> <p>各事業部の聞き取り調査結果を基に、インプット資料の確認の視点を明確にし、平成29年度第2回マネジメントレビューより運用を開始したこと、また、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	<p>完了</p> <p>完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年3月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(2)安全・品質本部の役割・責任・権限の明確化</p> <p>①安全・品質本部長の役割として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援及び品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために社長を補佐することを明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部長への期待事項について」を社達として制定し(平成29年2月)、明確にしていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②関連規程類において、安全・品質本部の職務を明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「職制規程」を改正し(平成29年2月及び同年3月)職務を明確にしたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	完了



件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>③各事業部の品質保証活動を監視(オーバーサイト)する仕組みを構築し、各事業部の強み、弱みを特定するとともに、他事業部の強みを水平展開することにより、全社としての安全性向上を図る。また、オーバーサイトの実施結果をマネジメントレビューにおいて社長に報告すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 オーバーサイトを実施するための個別計画書を策定したこと(平成29年4月)、また、各事業部の品質保証活動を定量的に評価するための指標を設定し、各事業部のデータを集約中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき、各事業部の品質保証活動について、設定した指標を用いて定量的に評価し、平成29年度第1回及び同第2回マネジメントレビューにおいて社長へ報告していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年5月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>(3)全社対応委員会の改革と仕組みの見直し</p> <p>①全社対応委員会の位置づけを明確にし、必要な事項が管理される仕組みを構築すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会規程」を改正し、社長からの「指示・命令」機関であることを明確にしたこと（平成29年2月）、また、パンチリストにより課題がフォローされていることを確認した。</p>	完了
		<p>②安全・品質本部の管理職及び品質保証部門の関係者に対して、品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「品質マネジメントに関する教育」基本計画書を策定したこと（平成29年2月）、また、同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>同計画書に基づいて研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】</p> <p>平成30年4月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>③安全・品質本部員に、担当する業務と保安規定要求事項との紐付けを理解させるために、保安規定に係る教育を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質本部の業務と保安規定との関連を整理した表を用いて、教育を実施していること、また、教育実績等を反映して整理表の充実化を図る予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年9月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>④5W2H を意識した業務管理能力の向上を図るために、社外専門家による実践的研修を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書」に基づき研修を実施したこと(平成29年3月)、また、同研修結果を踏まえ、平成29年度に実施する研修計画の見直しを実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 研修計画に基づき研修を実施中であることを確認した。</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成30年度第2回保安検査】</p> <p>平成29年度の研修結果を踏まえて、平成30年度に実施する研修計画の見直しを実施し、当該研修計画に基づき研修を実施予定であることを確認した。</p>	
		<p>(5)安全・品質本部の心得の制定と徹底</p> <p>①品質保証活動の重要性を認識した活動を実施するために、安全・品質本部員が品質保証活動に関する業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を本部内に浸透させること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「安全・品質本部員の心得(7つの心得)」を改正し、本部員全員で毎朝唱和していること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>(6)重要度・緊急性を踏まえた業務プロセスの確立</p> <p>①安全・品質本部で所掌する業務の重要度・緊急性を明確にし、業務の見える化を図ることにより、計画的かつ組織的な業務管理を徹底すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」を改正し、当該要領に従って、重要度・緊急性を踏まえて平成29年度の品質目標を設定していること、また、当該品質目標を執務室に掲示し、本部長以下で進捗状況を確認するとともに課題を共有していること(平成29年4月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年10月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②業務の計画を策定するにあたり、要求事項及び重要度・緊急性を明確にすること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 文書管理要領」の改正方針を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 同要領を改正し、5W2H、業務の重要</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>度・緊急性を意識した文書を作成すること等を明確にしたこと(平成29年6月、同年7月)、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、重要度・緊急性に係る記載が不十分と判断し、同要領を再改正したことを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 平成30年3月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(7)安全・品質本部の不適合管理ルールの見直し</p> <p>①安全・品質本部の不適合管理について、5W2Hを意識する手順とし、重要性に応じたグレード分けを行い、会議体において是正</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部 不適合管理要領」を改正し、5W2H を意識した様式への変更、重要性に応じたグレードの設定及び不適合検討 WG を設置したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画で</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		処置の妥当性及び進捗状況を確認する運用とすること。	あることを確認した。  【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	
		(8)「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」の整理、個別計画書の策定及び実施  ①「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書」(以下「全体計画書」という。)を整理し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動と、安全・品質本部の是正措置計画に係る活動を分割すること。	【平成29年度第1回保安検査】 全体計画書を改正するとともに、「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」を策定したこと(平成29年3月)を確認した。	完了
		②安全・品質本部の是正措置計画に係る個	【平成29年度第1回保安検査】 「安全・品質本部における是正措置等の	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>別計画書を策定し、改善活動を実施すること。</p>	<p>活動計画書」に基づく個別計画書を策定し、改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 同計画書に基づき改善活動を実施中であることを確認した。</p>	
		<p>2. 監査室の是正措置計画</p> <p>(1) 監査室の独立性確保</p> <p>① 特定の取締役が強く監査室に関与しないために、担当取締役を廃止すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 取締役の業務分担及び事務委嘱を見直し、監査室の担当取締役を廃止したこと(平成29年1月)、また、当該措置の有効性を</p>	完了



件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>② 監査室の執務室を、監査対象組織から物理的に隔離すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質本部の隣にあった監査室の執務室を別のフロアに移し、保安組織から物理的に隔離したこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>③ 関連規程類の中で、監査室が組織的に独立した記載となっていること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 関連規程類について、監査室の独立性に影響を及ぼす記載がないことを確認したこと(平成29年2月)、また、「全社品質保証計画書」を安全・品質本部が改正する際に、「監査室の独立性の確保」を追加したこと(平成29年3月)、さらに、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(2)監査室の活動を監査に限定 ①監査室の活動を監査に限定するために、関連規程類を改正すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室全社品質保証計画書運用要則」を改正し、監査室の活動を監査に限定したこと(平成29年2月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②臨時の特別監査に対応するための仕組みを構築すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室内部監査要則」を改正し、臨時の特別監査を行う際に、必要な力量を有する人材を全社から招集できるようにしたこと(平成29年2月)、また、当該措置の有効</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>(3)監査室の役割、責任及び権限の明確化</p> <p>①監査室の責任と権限が関連規程類において明確となっていること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 JEAC4209の監査に関する要求事項と照らし合わせて、関連規程類において、監査室の責任と権限が明確になっていること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した(平成29年3月)。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>②監査室員の役割を明確にし、業務を遂行する際の拠り所として活用する心得を監査室</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「監査室員の心得」を策定し、監査室員に対して教育を実施したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		内に浸透させること。	<p>計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		③監査室の業務目標において、監査室員個人の役割及び責任を明確に設定すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員が個人の「業績評定表(計画)」を設定したこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 平成29年7月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		(4)監査室員の力量向上 ①監査は客観的な事実に基づく行為であることを再認識するために、品質マネジメントの基礎に係る教育を実施	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査室員に対して、「品質マネジメントシステム運用研修」を実施したこと(平成29年3月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>すること。</p>	<p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	
		<p>②品質マネジメントシステムの理解推進及び改善力を向上させるため、「ISO9000審査員コース」の研修を計画的に実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「品質マネジメントに関する教育」基本計画書」に基づいて教育を実施中であること、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>③監査に必要な力量を向上させるため、監査室員が実施する内部監査において、品質マネジメントシステムの専門家による現地指導を受けること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 平成29年3月に実施した内部監査において、外部の専門家が立会い、助言を受けたこと、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価し</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			ていることを確認した。	
		④監査に必要な力量を有する人材を確保すること。	<p>【平成29年度第1回保安検査】 監査に必要な力量を有する要員2名が増員されたこと(平成29年4月)、また、当該措置の有効性を評価する計画であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成29年12月に当該措置の有効性評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。</p>	完了
		<p>(5)監査の質の向上</p> <p>①監査室が実施する内部監査と、各事業部の品質保証部門が実施する内部監査を整理し、内部監査プロセスを改善すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 各部門の現状を把握し、内部監査に係る改善事項について整理し、改善策を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 監査室の品質目標に取り上げて活動を実施中であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 改善事項を抽出し活動を実施中であるこ</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>とを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 抽出した改善項目について要領等を見直したことを確認した。</p>	
		<p>②適切かつ実効的な内部監査を実施すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 社長からの指示を受けて、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査の計画を検討中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月及び同年7月に安全・品質本部及び濃縮事業部に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 平成30年1月に監査室に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成30年度第2回保安検査】</p> <p>平成30年7月に安全・品質本部、平成30年8月に濃縮事業部に対し、濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動に関する特別監査を実施したこと、監査結果を安全・品質改革委員会へ報告していることを確認した。</p>	
		<p>3. 是正措置等の進捗管理及び評価体制の構築</p> <p>(1)全社の品質保証活動の実施状況について、経営の観点から観察・評価し、社長が必要な指示・命令を与え、必要に応じて人材、資源の強化を図ること等を目的とした会議体を設置すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>全社対応委員会（社長が委員長を務め、安全・品質本部が事務局を担当）から業務を引継ぎ、安全・品質改革委員会（社長が委員長を務め、経営本部が事務局を担当）を設置したこと（平成29年3月）、また、当該委員会は平成29年6月までに10回開催され、是正措置の具体的なアクションプランや全社の品質保証活動に係る改善活動等が議論されるとともに、その進捗を管理していることを確認した。</p>	完了



件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>(2) 是正措置等の品質保証活動の実施状況について、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う会議体を設置すること。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 安全・品質改革委員会における改善活動状況に対して、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う機関として、社外有識者（法曹界、ISO 規格及び安全文化等の専門家）を委員とする安全・品質改革検証委員会を設置したこと（平成29年4月）、また、平成29年6月に当該委員会を開催予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 平成29年6月に第1回安全・品質改革検証委員会を開催し、委員より、各部門の悪いところのみを取り上げる競争とならないように配慮すること等の改善活動に対する助言を得たこと、当該委員会における議事概要を社外へ公開していることを確認した。</p>	完了
		<p>4. 全社における継続的な改善活動</p> <p>(1) 職場風土を改善するために、主に以下の事項を実施すること。</p> <p>① 対話活動の促進（役員間、役員と社</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】 「全社的な職場風土の改善に関する計画書」を策定し（平成29年5月）、各事業部に展開して活動中であることを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		員、社員間) ②役員のコミュニケーション力の多面評価とトレーニングの実施 ③研修の実施(コミュニケーション研修等) ④職場の業務課題の共有化 ⑤職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施(アンケート、インタビュー)	【平成29年度第4回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。  【平成30年度第1回保安検査】 同計画書に基づき活動を実施中であることを確認した。  【平成30年度第2回保安検査】 当該活動の有効性の自己評価を行い、改善活動が有効であると評価していることを確認した。	
		(2)各事業部の保安活動に関与する組織の管理職及び品質保証部門の要員に対して、品質マネジメントシステムの理解を促進させるため、「ISO9000主任審査員コース」の研修を計画的に実施すること。	【平成29年度第1回保安検査】 平成29年7月及び同年8月に当該研修を実施するために、計画書を改正中であることを確認した。  【平成29年度第4回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。  【平成30年度第1回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であるこ	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>とを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 計画書に基づき、研修を実施中であることを確認した。</p>	